利 用 料 金 表 【短期入所療養介護】

令和3年10月1日時点

(単位:円)

							(単位:円)
区		分	費	目	若水ケアセンター		はぴねすケアセンター
		71			個室	多床室	ユニット型個室
	基本料金		介護費(1割)	要介護1	752	827	833
				要介護2	799	876	879
				要介護3	861	939	943
				要介護4	914	991	997
				要介護5	966	1,045	1,049
		(一日あた	夜勤職員配置加算		24		24
			食費	第1段階	300		300
				第2段階	600		600
				第3段階①	1,000		1,000
介		り		第3段階②	1,300		1,300
護)		第4段階	1,500		1,500
護給付			居住費	第1段階	490	0	820
付				第2段階	490	370	820
に関				第3段階①	1,310	370	1,310
わ				第3段階②	1,310	370	1,310
る費用				第4段階	1,668	377	3,000
費	加算料金	(一日あたり)	サービス提供体制強化加算	I	22		22
用用				П	18		18
				Ш	6		6
			個別リハビリテーション実施加算		240		240
			療養食加算	(1日3回を限度)	8		8
			重度療養管理加算		120		120
			送迎加算	片道	184		184
			緊急短期入所受入加算	(開始後7日に限る)	90		
			在宅復帰・在宅療養支援機能加算	I	34		34
			介護職員処遇改善加算	I			食費・居住費を除く
			介護職員等特定処遇改善加算	П	(介護給付に関わる費用×1.7%) ※食費・居住費を除		食費・居住費を除く

(単位:円)

	介護度	利用者負担段階	若水ケアセンター		はぴねすケアセンター
	月		個室	多床室	ユニット型個室
		第1段階	1,566	1,151	1,120
	要介護1	第2段階	1,866	1,821	2,277
		第3段階①	3,086	2,221	3,167
		第3段階②	3,433	2,570	3,467
		第4段階	3,944	2,728	5,357
	要介護2	第1段階	1,613	1,200	2,023
		第2段階	1,913	1,870	2,323
		第3段階①	3,133	2,270	3,213
		第3段階②	3,495	2,633	3,513
		第4段階	3,991	2,777	5,403
		第1段階	1,675	1,263	2,087
	要介護3	第2段階	1,975	1,933	2,387
日額料金 (基本料金のみ)		第3段階①	3,195	2,333	3,277
(至六年亚00077		第3段階②	3,495	2,633	3,577
		第4段階	4,053	2,840	5,467
	要介護4	第1段階	1,728	1,315	2,141
		第2段階	2,028	1,985	2,441
		第3段階①	3,248	2,385	3,331
		第3段階②	3,548	2,685	3,631
		第4段階	4,106	2,892	5,521
	要介護5	第1段階	1,780	1,369	2,193
		第2段階	2,080	2,039	2,469
		第3段階①	3,300	2,439	3,383
		第3段階②	3,600	2,739	3,683
		第4段階	4,158	2,946	5,573

※ 上記金額以外に、クラブ活動費(クラブ活動に使用する材料等)、日常生活費(趣味的活動に使用する材料等)、健康管理費 (インフルエンザ予防接種等に係る費用等)、理美容料を実費徴収いたします。

また、日用生活費(石鹸、シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、歯磨き粉、歯ブラシ、化粧品、バスタオル、おしぼり類)として一日150円を 徴収いたします。

その他、電気使用料・洗濯代・文書料・領収書再発行代等有り。

*表中の介護給付費負担金額は1割負担額です。所得額により負担額が2割の場合もあります。

《利用者負担段階》

第1段階 …生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者

第2段階 …市民税世帯非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金含む)が80万円以下

及び預貯金等が単身で650万円(夫婦で1650万円)以下の方

第3段階 ① …市民税世帯非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金含む)が80万円超~120万円以下 及び預貯金等が単身で550万円(夫婦で1550万円)以下の方

第3段階 ② …市民税世帯非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金含む)が120万円超 及び預貯金等が単身で500万円(夫婦で1500万円)以下の方

第4段階 …上記以外の方